

第2章 自治会の組織

岐阜市には、従来の小学校区ごとに50の自治会連合会が組織されています。自治会の加入率は、およそ60%で、組織は市域全体をカバーしています。自治会は防災・防犯をはじめ、地域に密着した住民共同の取り組みに、欠かすことができない存在です。

1 自治会連絡協議会

50地区の連合会長により岐阜市自治会連絡協議会が組織されています。10名の理事からなる理事会と連絡協議会は月1回開催（1月を除く）され、市政に関する議題を審議するなど、市政との連携を図るほか、自治会に共通する課題について、意見交換、調整などを行っています。

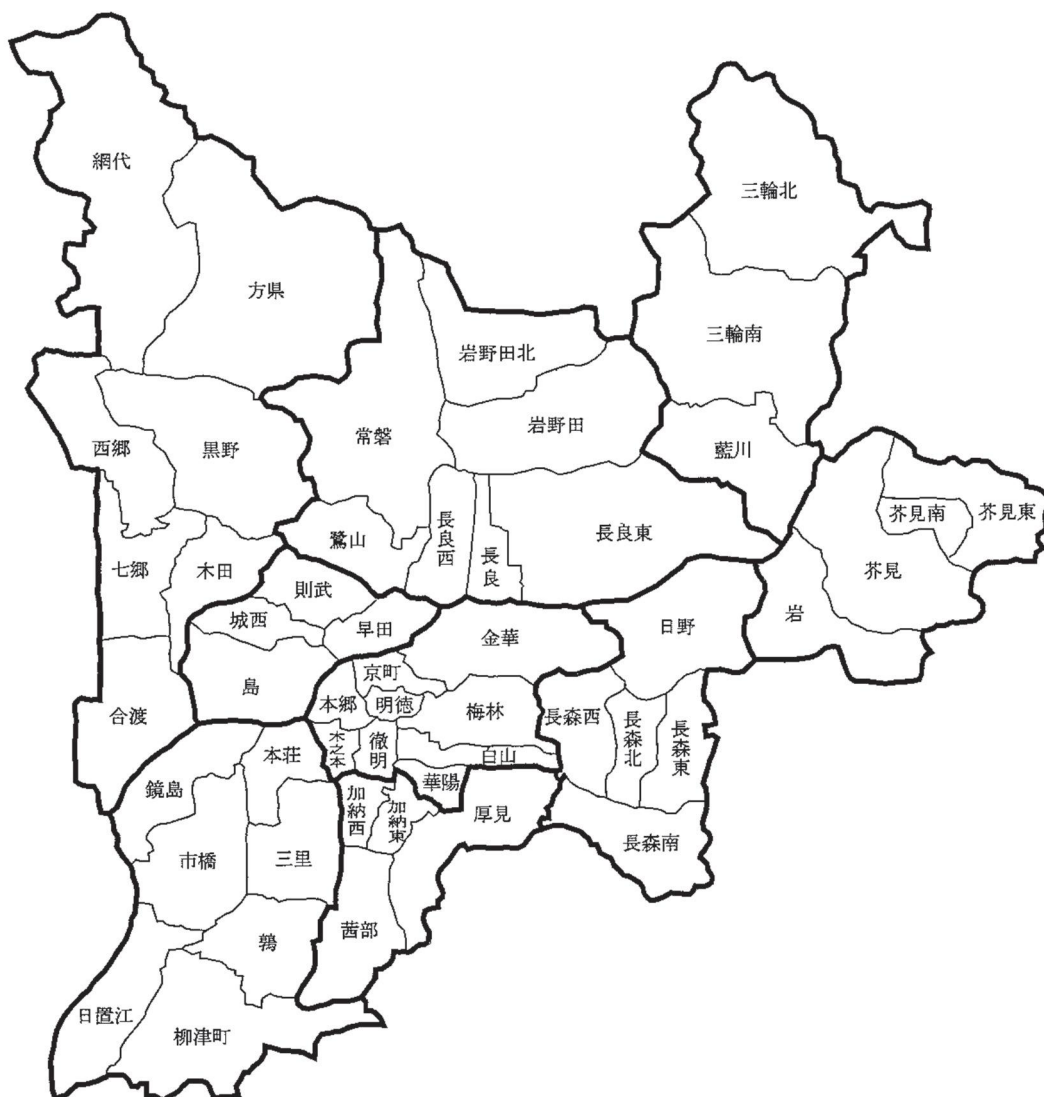
2 自治会連合会

地区（従来の小学校区）内の単位自治会により組織され、住民の親睦や防犯・防災活動をはじめとする自治会活動や、その他まちづくり事業の実施及び情報交換など、市との連携を図る上で重要な役割を果たしています。

3 単位自治会・班

市内には、約2,500の単位自治会があります。各単位自治会は、いくつかの班（組）を設けており、各班（組）は、平均10世帯程度で構成されています（地区によっては、いくつかの単位自治会が集まって、支部を構成しているケースもあります）。

「50地区自治会連合会区域図」



* 自治会連合会は、従来の小学校区ごとに組織されていますが、現在は、小学校の統廃合により、「校区」という呼称を使用せず「〇〇地区」と呼んでいます。ただし、自治会連合会の単独の活動などにおいては、住民に浸透している「校区」を使用している場合もあります。

* 太線は、コミセンブロックを示します。